

令和2年度  
一般競争入札による市有財産  
(証明写真撮影機設置場所)  
一時貸付けの案内書

令和3年1月  
川崎市幸区役所まちづくり推進部総務課

## 目次

ページ

◇ 令和2年度 一般競争入札による市有財産（証明写真撮影機設置場所）	
一時貸付けの御案内	
1 趣旨	1
2 入札物件（一時貸付物件）	1
3 日程	1
4 一般競争入札参加資格	2
5 一般競争入札参加申込みに必要な書類	2
6 契約上の主な条件	4
7 申込方法等	6
8 入札及び開札の日時、場所	6
9 入札の手續	6
10 入札の無効	7
11 落札者の決定及び一般競争入札参加資格の審査等	7
12 契約の締結等	8
13 貸付料について	9
14 証明写真撮影機に係る電気料	9
15 入札結果の公表	10
16 その他	10
◇ 留意事項	11
◇ 地方自治法（抄）、地方自治法施行令（抄）及び川崎市契約規則（抄）等	12
◇ 市有財産一時貸付契約書（案）	17
◇ 案内図・配置図	28
◇ 入札参加申込書	29
◇ 川崎市暴力団排除条例にかかる誓約書	30
◇ 入札書	31
◇ 委任状	32
◇ 入札会場案内図	33

**令和2年度 一般競争入札による市有財産  
(証明写真撮影機設置場所) 一時貸付けの御案内**

**1 趣旨**

川崎市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号及び「市有財産を有効活用するための基本方針」（平成19年12月策定）に基づき、市有財産の有効活用を推進しています。本件貸付けは、「証明写真撮影機」の設置及び運営ができる事業者（借受人）を一般競争入札により決定し、借受人との間に川崎市施設内の証明写真撮影機設置場所の一時貸付契約を締結することにより施設の効用を高め、来庁する市民の方々などへの利便性を図ることを趣旨として実施します。また、競争入札制度の導入により、契約の公平性・透明性の確保を図るとともに、川崎市の財源確保に資することも期待されています。

**2 入札物件（一時貸付物件）**

物件番号	所在地 貸付場所	施設管理者の 問い合わせ先	貸付面積 [㎡]	最低貸付料 [円/月]
1	川崎市幸区戸手本町 1-11-1 幸区役所1階	幸区役所まちづくり推進部 総務課 044-556-6645	1.87	45,000

※ 貸付期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までです。

※ 入札書には1か月間の貸付料の単価額を御記入いただきますが、貸付料(契約金額)は、総価(貸付料総額)となりますので、契約はこの総価で締結していただきます。

※ 各物件の最低貸付料には、消費税及び地方消費税に相当する額は加算されておりません（落札金額から算定する実際の貸付料は消費税相当額を加算した額となり、年度ごとに納入していただきます。）。

**3 日程**

「令和2年度 一般競争入札による市有財産（証明写真撮影機設置場所）一時貸付け」の日程は、次のとおりです。

項目	日程
入札案内書の配布	令和3年1月25日（月）から令和3年2月4日（木）まで
受付期間	令和3年1月28日（木）から令和3年2月4日（木）まで
入札及び開札	令和3年2月16日（火）
契約締結期限	令和3年3月22日（月）
貸付開始	令和3年4月1日（木）

#### 4 一般競争入札参加資格

次の(1)から(11)に該当する方は、入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中である者
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中である者
- (4) 国税又は川崎市市税の未納がある者
- (5) 本入札案内書に定める条件及び法令等を遵守し、「借受人が一時貸付物件（入札物件）に証明写真撮影機を設置し、貸付期間中継続して営業・運営する事業」（以下「証明写真撮影機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有しない者
- (6) 平成30年度及び令和元年度において、証明写真撮影機設置運営事業の実績を有しない者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体
- (8) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者及び警察当局から排除要請がある者
- (10) (7)から(9)に掲げるものから委託を受けた者並びに(7)から(9)に掲げる者の関係団体
- (11) 下記5の一般競争入札参加申込みに必要な書類を提出しない者

#### 5 一般競争入札参加申込みに必要な書類

- (1) 申込者が法人の場合
  - ア 市有財産（証明写真撮影機設置場所）一時貸付けの入札参加申込書（本入札案内書29ページ）
  - イ 川崎市暴力団排除条例にかかる誓約書（本入札案内書30ページ）
  - ウ 商業登記簿（履歴事項全部証明書）
  - エ 代表者の印鑑証明書（法務局に届け出た印鑑の証明書）
  - オ 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）
  - カ 川崎市市税の納税証明書（川崎市内に事務所又は事業所を有している場合のみ）
    - （ア）法人市民税  
申込み時点において終了している事業年度のうち直近2年度分の納税証明書

をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと。）。

(イ) 固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む。）を有している場合のみ）

平成30年度及び令和元年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと。）。

キ 財務諸表（写し・直前決算2年間分）

損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書を提出すること。

(2) 申込者が個人の場合

ア 市有財産（証明写真撮影機設置場所）一時貸付けの入札参加申込書（本入札案内書29ページ）

イ 川崎市暴力団排除条例にかかる誓約書（本入札案内書30ページ）

ウ 印鑑登録証明書

エ 国税の納税証明書（その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）

オ 川崎市市税の納税証明書（川崎市内に住所等を有する方のみ）

(ア) 市民税・県民税

平成30年度及び令和元年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと。）。

(イ) 固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む。）を有している場合のみ）

平成30年度及び令和元年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと。）。

カ 身分証明書

破産者等でないことの証明書（本籍地の市区町村長発行）を提出すること。

キ 登記されていないことの証明書

成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことの証明書を提出すること。

問い合わせ先 東京法務局後見登録課 電話03-5213-1360

横浜地方法務局戸籍課 電話045-641-7976

ク 確定申告の際の提出書類一式（写し・直前決算2年間分）

※ 証明書等の書類について

上記で提出いただく「商業登記簿」、「印鑑（登録）証明書」、「納税証明書」、「身分証明書」、「登記されていないことの証明書」は、いずれも発行後3か月以内のもの（複写したものは不可）を提出していただきます。

※ 提出書類は返却いたしませんので、御了承願います。

※ 川崎市が必要と判断した場合には、上記の他に追加資料を提出していただくことがあります。

## 6 契約上の主な条件

### (1) 貸付契約の内容

本件一時貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。

### (2) 貸付期間

貸付期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までです。

### (3) 一時貸付物件の用途等

一時貸付物件は、「証明写真撮影機設置運営事業」の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。また、証明写真撮影機の設置・運営に伴う工事費用、光熱費等の費用は借受人の負担とします。

### (4) 禁止事項

ア 一時貸付物件を指定用途以外の用途で使用することはできません。

イ 一時貸付物件に建物を建築すること、又は工作物を設置することはできません（施設管理者が、電気の供給のために工作物の設置の必要があると認める場合を除く。）。

ウ 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。

エ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。

オ 川崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等、その他の反社会的団体及びそれら構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供することはできません。

### (5) 資料の提出等

ア 川崎市が、債権の保全上必要があると認めるとき、又は第三者に一時貸付物件を転貸している疑いがある場合等において確認の必要があると認めるとき、川崎市は借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。この場合、借受人は必ず川崎市に協力しなければなりません。

イ 借受人は、設置した証明写真撮影機について、月ごとの売上高等の実績を川崎市に提出しなければなりません。川崎市は、当該売上高等の実績について、市有財産の有効活用を推進するため必要とするときは、借受人の承諾なしに公開できるものとします。

### (6) 一時貸付物件の引渡し及び返還

一時貸付物件は、貸付期間の初日に現況有姿の状態を引き渡します。

返還は、引渡し時点と同じ状態の原状に回復して行わなければなりません。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ一時貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該一時貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

### (7) 証明写真撮影機の設置については、次のとおりとしてください。

ア 証明写真撮影機が使用可能な状態で常時設置されていること。

- イ 一時貸付物件が環境に配慮すべき自治体の公共施設内にあることに鑑み、省電力対応など、環境負荷を低減した証明写真撮影機の設置に努めること。
  - ウ 節電への取組として、必要に応じて消灯に努めること。
  - エ 電力供給不足等の際には、施設管理者の指示に従い営業時間を短縮する等の対応に努めること。
  - オ 貸付期間の開始後、施設管理者の指示に従い速やかに指定の位置に証明写真撮影機を設置し、設置後は、その完了した旨を当該施設管理者に報告すること。
  - カ 上記オの報告後、施設管理者が確認を行い、施設管理上支障があると認められる場合には、指示に従い速やかに是正すること。
  - キ 証明写真撮影機の設置にあたっては、施設の躯体に負担のかからない方法により、転倒防止や、歩行者の通行に配慮するなど、安全に十分に配慮すること。
  - ク 電気工事を必要とするときは施設管理者の指示に従って行き、工事完了後は、その完了した旨を直ちに当該施設管理者に報告し、検査を受けること。
  - ケ 証明写真撮影機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は、施設管理者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。
- (8) 証明写真撮影機の運営については、次のとおりとしてください。
- ア 証明写真撮影機では、個人番号カードの交付申請、旅券（パスポート）の発給申請、運転免許証の申請、川崎市職員採用試験の申込のそれぞれに対応した証明写真が撮影可能であること。
  - イ 証明写真撮影機は、個人番号カード交付申請機能を有していること。
  - ウ 証明写真撮影機は、車いす使用者の利用が可能であること。
  - エ 証明写真撮影機は、多言語（日本語を含む。）対応機器であること。
  - オ 証明写真撮影機は、キャッシュレス決済（交通系電子マネー、QR コード等）対応機器であること。（交通系電子マネー決済対応につき、各所に必要な申請をして、設置後3か月以内に対応可能な状態にすること。）
  - カ 証明写真撮影機の維持管理（機器の点検・保守、つり銭の補充、故障・盗難時の対応、苦情対応、消耗品の補充、清掃等を含む。）は、借受人の責任において行うこと。
  - キ 関係法令を遵守し、常に良好な状態で証明写真を撮影できるように運営すること。
- (9) 証明写真撮影機の維持管理の頻度、方法、時間帯等については、施設管理者の指示に従ってください。
- (10) 証明写真撮影機について、付帯条件（本入札案内書11ページ4）を履行してください。
- (11) 貸付期間中に本件契約の解約を希望する場合は、解約希望日の6か月以上前に理由を付した書面で解約を申し入れてください。解約日は川崎市が解約の申入れを受領した日から、6か月を経過した日の属する月の末日とし、既納の貸付料、電気料及び契約保証金は返還しません。

- (12) 川崎市は、貸付期間中に一時貸付物件を公用又は公共用に供する必要があるときは、設置された証明写真撮影機の移設又は撤去を指示することがあります。この場合、契約を継続できるときは契約内容を変更し、継続できないときは契約の全部又は一部を解除します。なお、解除することとなった場合は、撤去した証明写真撮影機に係る既納の貸付料のうち、川崎市が貸付物件の返還を受けた日の翌日以降の分を返還します。
- (13) 証明写真撮影機の写真撮影に要する価格は、借受人により任意に設定してください。
- (14) 上記(3)～(10)の条件に違反した場合には、貸付料総額（算定式は後記「13 貸付料について」を参照）の100分の30に相当する額を、違約金として川崎市に支払っていただきます。

## 7 申込方法等

申込みにあたっては、本入札案内書を熟読し、契約の条件、現地の現況等を御自身で確認の上、お申込みください。

- (1) 受付期間 令和3年1月28日（木）から2月4日（木）まで  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 受付場所 〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1  
幸区役所まちづくり推進部総務課（幸区役所4階）  
電話 044-556-6645
- (3) 申込方法 上記(2)の受付場所に直接書類を持参又は郵送してください。  
なお、郵送による場合は、令和3年2月4日（木）必着とします。  
事前に電話連絡の上、配達日等の指定のある郵便又はサービスを御利用ください。

## 8 入札及び開札の日時、場所

- (1) 入札及び開札の日時 令和3年2月16日（火）午前10時
- (2) 入札及び開札の場所 幸区役所 4階 第2会議室
- ※ 入札の受付は、令和3年2月16日（火）午前9時40分から行います。
- ※ 入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんので、受付終了5分前までに入室をお願いします。
- ※ 入札参加者以外は入札（開札）会場への入室はできませんので、御了承ください。
- ※ 入札（開札）会場への入室は、会場スペースの関係上、各社（者）1名までとさせていただきます。また、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、マスクの着用について御協力をお願いします。

## 9 入札の手続



### (1) 入札保証金

本入札に係る入札保証金の納付は免除します。

### (2) 入札方法

ア 入札書に記載する入札金額は、1 か月間の貸付料の金額（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額）を記載してください。なお、最低貸付料には消費税及び地方消費税に相当する額が含まれておりません。

イ 入札書は、当日持参してください。郵送による入札は受け付けません。

ウ 入札に参加される方は、所定の入札書（本入札案内書3 1 ページ）に必要事項を記載し、記名押印の上、物件番号及び入札参加者名を記載した封筒に封入し、入札時に入札箱に投函してください。代理人の方が入札される場合は、委任状（本入札案内書3 2 ページ）が必要となりますので、必要事項を記載し、記名押印してください。

エ 投函した入札書の書換え、引換え又は撤回はできませんので、十分御注意ください。委任状についても同様です。

### (3) 入札時に持参する書類

ア 入札参加申込書の写し（申込みの受付時にお渡ししたもの）

イ 入札書（本入札案内書3 1 ページ）

ウ 委任状（本入札案内書3 2 ページ）

代理人の方が入札される場合に必要となります。上記(2)ウを御参照ください。

## 1 0 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者の入札
- (2) 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字をもって金額を表示しない入札書による入札
- (3) 同一物件の入札について、2 通以上の入札書を提出した者の入札
- (4) 他人の代理を兼ね、又は2 人以上の代理をした者の入札
- (5) 入札者の記名押印のない入札書による入札
- (6) 要領が不明確な入札書による入札
- (7) 入札に関し、不正行為があった者の入札
- (8) 最低貸付料に達しない貸付料で入札した者の入札
- (9) その他この入札案内書で指定した以外の方法により入札した者の入札

## 1 1 落札者の決定及び一般競争入札参加資格の審査等

落札候補者は、最低貸付料以上の価格をもって有効な入札を行った方のうち最高の価格をもって入札を行った方とします。当該落札候補者については、上記4に記載した入札参加資格を満たしているか否かの最終的な資格審査を行います。併せて、落札候補者決定後

に提出していただく書類（※）から、証明写真撮影機設置運営事業の実績の審査を行った上で落札者を決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、入札価格の高い方を落札候補者として同様の審査を行い、落札者を決定します。

また、落札候補者となるべき方が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札候補者を決定します。落札候補者となるべき方はくじ引きを辞退することはできません。

入札物件の最低貸付料は上記2に記載のとおりです。

なお、最低貸付料に達しない価格で入札した方の入札は、無効となりますので御注意ください。

※ 落札候補者決定後に提出していただく書類は、次のとおりです。詳細は落札候補者決定後に説明しますので、その指示に従って作成し、提出してください（書類は説明時に配布します。）。

- ① 平成30年度及び令和元年度に証明写真撮影機設置運営事業を行った実績を申告する書類
- ② 設置する証明写真撮影機の仕様（寸法等）に関する書類

## 1.2 契約の締結等

### (1) 契約の締結

落札者は、令和3年3月22日（月）までに川崎市と市有財産一時貸付契約（以下「本件契約」という。）を締結していただきます。契約書（案）は、17ページから27ページまでのとおりです。なお、契約は総価（貸付料総額。算定式は後記「1.3 貸付料について」を参照）で行います。

また、本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、借受人（落札者）の負担となります。

※ 契約締結期限までに本件契約を締結しない場合、落札者の決定は取消しいたします。この場合、川崎市契約規則第2条に基づき、最長3年間、川崎市の一般競争入札に参加することができなくなることがありますので御注意ください。

### (2) 契約保証金

ア 本件契約締結と同時に契約保証金として契約金額（貸付料総額。算定式は後記「1.3 貸付料について」を参照）の10分の1以上（円未満切上げ）を納付していただきます。

イ 契約保証金は本件契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、借受人（落札者）の請求に基づき利息を付さずに返還します。ただし、借受人（落札者）の解約申入れにより本件契約が解約されたときは、納付された契約保証金は川崎市に帰属することになります。

ウ 借受人（落札者）が本件契約上の義務を履行しないときは、川崎市は本件契約を解

除します。この場合、地方自治法第234条の2第2項の規定により、納付された契約保証金は川崎市に帰属することになります。

### 1.3 貸付料について

貸付料については、当初の年度分の貸付料にあつては貸付期間の開始日から起算して30日以内に、次年度以降の貸付料にあつては当該年度の4月30日までに、川崎市が発行する納入通知書により納入してください。ただし、納付の期限の日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入の期限の日とします。

また、貸付料の算定は、落札金額×12か月＝税抜き貸付料（年額）として、年度ごとの貸付料を次のとおり算定し、合計額を貸付料総額（契約金額）とします。

<貸付料総額算定表>

単位：円（いずれも円未満切捨て）

年度	算定期間	貸付料算定式
令和3年度	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	税抜き貸付料（年額）×1.10（消費税相当額）
令和4年度	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	税抜き貸付料（年額）×1.10（消費税相当額）
令和5年度	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	税抜き貸付料（年額）×1.10（消費税相当額）
令和6年度	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	税抜き貸付料（年額）×1.10（消費税相当額）
令和7年度	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	税抜き貸付料（年額）×1.10（消費税相当額）
貸付料総額（契約金額）		各年度貸付料の合計額

※ 貸付期間中に消費税率の変更があつた場合は、適用となる消費税率により消費税相当額を変更します。

### 1.4 証明写真撮影機に係る電気料

証明写真撮影機に係る電気料（借受人が証明写真撮影機に係る電気について電力会社と供給契約を締結し、当該電気の使用料を電力会社に支払う場合を除く。）については、川崎市が発行する納入通知書により、当該納入通知書で指定する日（その日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日）までに、川崎市に納入していただきます。電気料の算出方法は次のとおりです。

電気料金（月額）

＝幸区役所電気料金（月額）×貸付面積／幸区役所建物延床面積

※ 電気料の支払方法、算定方法は、川崎市（施設管理者）と借受人が協議の上、変更する場合があります。

#### 1 5 入札結果の公表

入札の結果については、その内容（物件所在地、落札金額、相手方）を公表します。

#### 1 6 その他

- (1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合等があります。
- (2) 本入札案内書に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、川崎市財産規則、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得、その他関係法令等の定めるところによります。
- (3) 本入札案内書に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒212-8570 川崎市幸区戸手本町 1-11-1

幸区役所まちづくり推進部総務課（幸区役所 4 階）

電話 044-556-6645

## 留意事項

### 1 現地確認について

申込みにあたって現地の状況を確認される場合、必ず幸区役所まちづくり推進部総務課へ事前連絡の上、訪問されるようお願いいたします。

### 2 設置場所等について

設置場所については、配置図（本入札案内書28ページ）を参照願います。なお、契約締結後の設置準備及び作業等については、施設管理者の指示に従ってください。また、電気については、証明写真撮影機近くから供給できます。

### 3 証明写真撮影機等の移設等

一時貸付物件のある施設内の事務室の配置変更、施設の建替え、施設の管理形態変更等により、貸付期間中に証明写真撮影機の移設又は撤去を川崎市が指示した場合は、速やかに指示に従ってください。川崎市が証明写真撮影機の撤去を指示した場合は、撤去した証明写真撮影機に係る既納の貸付料のうち、川崎市が貸付物件の返還を受けた日の翌日以降の分を返還いたします（移設を指示した場合は、原則として貸付料を返還いたしません。ただし、移設により著しく証明写真撮影機運営に影響が出ると予想される場合は、別途、市と協議の上、対応を決定することとします。）。

### 4 証明写真撮影機設置の条件について（付帯条件）

#### (1) 外装について

一時貸付物件のある施設内の壁等の内装を考慮したものとしてください。

#### (2) 営業時間について

原則として借受人（落札者）が設定するものとします。ただし、幸区役所が開庁する平日及び土日・休日（年末年始の12月29日から1月3日を除く）の午前8時から午後6時までは営業を行うものとします。

### 5 幸区役所の証明写真販売枚数について

幸区役所における証明写真販売枚数は次のとおりです。

令和元年度（平成31年4月～令和2年3月） 1,884 枚

直近1年間（令和元年12月～令和2年11月） 2,292 枚

### 6 幸区役所が住所を管轄する区域の人口について

幸区役所が住所を管轄する区域の人口（令和2年9月1日現在）は、171,282人です。

## 参 考

### 地方自治法（抄）

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一～三 略

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

五～六 略

### 地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

#### 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律（抄）

（再発防止処分）

第八条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行つた団体が、第五条第一項各号のいずれかに該当する場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体に対し、六月を超えない期間を定めて、次項各号に掲げる処分の全部又は一部を行うことができる。同条第一項又は第四項の処分を受けている団体について、同条第二項若しくは第三項の規定による報告がされず、若しくは虚偽の報告がされた場合、又は前条第二項の規定による立入検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避された場合であつて、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められるときも、同様とする。

一～八 略

2 前項の規定により行うことができる処分は、次に掲げるものとする。

一 いかなる名義をもつてするかを問わず、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、地域を特定して、又は特定しないで禁止すること。

二～五 略

## 川崎市暴力団排除条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2） 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3） 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- （4） 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- （5） 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつてその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち暴力団員等に該当する者があるもの又は暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

（市の契約事務における暴力団排除）

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの（法人等にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 神奈川県暴力団排除条例（抄）

（契約の締結における事業者の責務）

第22条 事業者は、その事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあると思料するときは、当該取引の相手方、当該取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員等又は暴力団経営支配法人等でないことを確認するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業に関して書面による契約を締結するときは、その契約書に、当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが判明したと



きは当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めるものとする。ただし、当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがないことが明らかなきときは、この限りでない。

3 事業者は、前項の規定により契約書においてその契約を解除することができる旨を定めた場合において、当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが判明したときは、当該契約の定めに従い、当該契約を解除するよう努めるものとする。

#### (利益供与等の禁止)

第23条 事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
- (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

2 事業者は、その事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。
- (2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。
- (3) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。
- (4) 暴力団事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。
- (5) 正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物（現に暴力団事務所の用に供されている部分に限る。）の増築、改築又は修繕を請け負うこと。
- (6) 儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

3 何人も、前2項の規定に違反する事実があると思料するときは、その旨を公安委員会に通報するよう努めなければならない。

## 川崎市契約規則（抄）

（一般競争入札参加者の制限）

第2条 一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という）第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

2 前項の規定は、落札し、契約の締結をしない者にも適用があるものとする。

## 市有財産一時貸付契約書（案）

- 1 件 名 令和2年度  
一般競争入札による市有財産（証明写真撮影機設置場所）  
一時貸付け 物件番号1
- 2 一時貸付物件 一時貸付物件一覧表のとおり
- 3 貸付料（契約金額） 金 円  
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円）
- 4 貸付期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約保証金 金 円（契約金額の10分の1以上(円未満切上げ)の額）

上記の一時貸付物件について、川崎市を貸付人、 を借受人とし、「令和2年度 一般競争入札による市有財産（証明写真撮影機設置場所）一時貸付けの案内書」に基づき、貸付人と借受人との間において、別紙「証明写真撮影機設置場所一時貸付契約約款」により一時貸付契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はないものとする。

本件契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸付人と借受人とがそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年 月 日

貸付人 川崎市  
川崎市長 福田紀彦

借受人 住所  
氏名

## 証明写真撮影機設置場所一時貸付契約約款

(目的)

第1条 この約款は、本件契約の履行について必要な事項を定めるものとする。

(一時貸付物件の用途等)

第2条 借受人は、一時貸付物件に証明写真撮影機を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業（以下「証明写真撮影機設置運営事業」という。）を行うものとする。

2 借受人は、一時貸付物件を証明写真撮影機設置運営事業の用途（以下「指定用途」という。）に使用しなければならない。

3 借受人は、証明写真撮影機設置運営事業に必要な設置費、維持管理費その他費用を自ら負担し、次の各号に定める事項を遵守して一時貸付物件を使用しなければならない。

(1)証明写真撮影機の設置

ア 証明写真撮影機が、使用可能な状態で常時設置されていること。

イ 一時貸付物件が環境に配慮すべき自治体の公共施設内にあることに鑑み、省電力対応など環境負荷を低減した証明写真撮影機の設置に努めること。

ウ 節電への取組として、必要に応じて消灯に努めること。

エ 電力供給不足等の際には、施設管理者の指示に従い営業時間を短縮する等の対応に努めること。

オ 本契約書第4項の貸付期間（以下「貸付期間」という。）の開始後、施設管理者の指示に従い速やかに指定の位置に証明写真撮影機を設置し、設置後は、その完了した旨を当該施設管理者に報告すること。

カ 証明写真撮影機の設置にあたっては、施設の躯体に負担のかからない方法により、転倒防止や、歩行者の通行に配慮するなど、安全に十分に配慮すること。

キ 電気工事を必要とするときは、施設管理者の指示に従って行い、工事完了後は、その旨を直ちに当該施設管理者に報告し、検査を受けること。

ク 証明写真撮影機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は、施設管理者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。

ケ オの報告後、施設管理者が確認を行い、施設管理上支障があると認められる場合には、指示に従い速やかに是正すること。

(2)証明写真撮影機の運営

ア 証明写真撮影機では、個人番号カードの交付申請、旅券（パスポート）の発給申請、運転免許証の申請、川崎市職員採用試験の申込のそれぞれに対応した証明写真が撮影可能であること。

イ 証明写真撮影機は、個人番号カード交付申請機能を有していること

ウ 証明写真撮影機は、車いす使用者の利用が可能であること。

エ 証明写真撮影機は、多言語（日本語を含む。）対応機器であること。

オ 証明写真撮影機は、キャッシュレス決済（交通系電子マネー、QRコード等）対応機器であること（交通系電子マネー決済対応につき、各所に必要な申請をして、設置後3か月以内に対応可能な状態にすること。）。

カ 証明写真撮影機の維持管理（機器の点検・保守、つり銭の補充、故障・盗難時の対応、苦情対応、消耗品の補充、清掃等を含む。）は、借受人の責任において行うこと。

キ 関係法令を遵守し、常に良好な状態で証明写真を撮影できるように運営すること。

### (3)証明写真撮影機の維持管理

証明写真撮影機の維持管理の頻度、方法、時間帯等については、施設管理者の指示に従うこと。

### (4)証明写真撮影機の付帯条件

証明写真撮影機の仕様については、付帯条件を履行すること。

### (貸付料)

第3条 貸付料の支払いは、次の各号のとおりとする。

(1)借受人は、別紙「納入通知額一覧表」において、納入年度の欄の区分に応じ納入通知額の欄に記載する貸付料を、貸付人が発行する納入通知書により、貸付人に納入しなければならない。

(2)借受人は、当初の年度分の貸付料にあつては貸付期間の開始日から起算して30日以内に、それ以降の年度分の貸付料にあつては当該年度の4月30日までに、貸付人に納入しなければならない。ただし、それらの納入の期限とする日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入の期限の日とする。

(3)貸付人は、第18条第1項（第7号を除く。）に掲げる事由により本件契約を解除したとき、又は第19条の規定により本件契約が終了したときは、既納の貸付料を借受人に返還しない。

(4)貸付人は、第18条第1項第7号に掲げる事由により本件契約を解除したとき、又は第27条第2項の規定により一時貸付物件を撤去したときは、納入通知額一覧表の貸付料に基づき、一時貸付物件の返還を受けた日の翌日以降分の既納の貸付料を借受人に返還するものとする。

### (貸付料の改定)

第4条 貸付人は、一時貸付物件につき特別の費用を負担することになったときその他正当な理由があると認めるときは、借受人に対して貸付料の増額を請求することができる。

### (証明写真撮影機に係る電気料)

第5条 借受人は、証明写真撮影機に係る電気料（借受人が証明写真撮影機に係る電気について電力会社と供給契約を締結し、当該電気の使用料を電力会社に支払う場合を除く。）について、貸付人が月を単位として発行する納入通知書により、本項に定めるところ

ろにより算出する額を、当該納入通知書で指定する日（その日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日）までに貸付人に納入しなければならない。

●電気料金

電気料金（月額）

$$= \text{幸区役所電気料金（月額）} \times \text{貸付面積} / \text{幸区役所建物延床面積}$$

- 2 貸付人は、前項の規定にかかわらず、借受人と協議の上、電気料の算出方法を実情に即した取扱いに変更することができる。
- 3 借受人は、第1項の規定にかかわらず、貸付人と協議の上、年度を単位とする等の方法により電気料を納入することができる。
- 4 貸付人は、第18条第1項（第7号を除く。）に掲げる事由により本件契約を解除したとき、又は第19条の規定により本件契約が終了したときは、既納の電気料を借受人に返還しない。

（貸付料の延滞料）

第6条 借受人は、第3条第2号の納入の期限とする日までに貸付料を納入しないときは、当該日の翌日から納入した日までの日数に応じ、その納入しない貸付料に年14.5パーセントの割合で計算した金額（100円未満の端数があるとき、又は当該金額が500円未満であるときは、その端数金額又は当該金額を切り捨てる。）を延滞料として、貸付人の発行する納付書により、貸付人に納付しなければならない。

（充当）

第7条 貸付人は、借受人が納入した金額をその名目いかんにかかわらず、何ら催告なしに、債務不履行の延滞料、契約保証金、貸付料の順で当該債務不履行の弁済に充当する。

- 2 貸付人は、前項の規定により借受人が納入した金額を債務不履行の弁済に充当したときは、弁済充当日、弁済充当額等について借受人に書面により通知するものとし、借受人は、その通知を受けた日から30日以内に、貸付人の発行する納付書により、当該充当される前の名目とした債務履行額の不足額を追加納入しなければならない。
- 3 借受人は、納入した貸付料に前項の不足額が生じるときは、同項の納入期限日にかかわらず、当該不足額を前条のその納入しない貸付料の額とみなし、同条の規定を適用して計算する延滞料を貸付人に納入しなければならない。

（契約保証金）

第8条 借受人は、本件契約の締結と同時に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第2項に規定する契約保証金（以下「契約保証金」という。）として貸付料（契約金額）の10分の1以上（円未満切上げ）の額を貸付人の発行する納付書によ

り、貸付人に納入しなければならない。

- 2 第4条の規定により貸付料が増額された場合の契約保証金は、貸付料の増額と同様の割合で、貸付料増額の日から改正されるものとし、借受人は、増額後の契約保証金の額（円未満切上げ）と従前の契約保証金の額との差額を、貸付人の発行する納付書により、当該増額の日から30日以内に貸付人に納入しなければならない。
- 3 貸付人は、本件契約の終了後、借受人の第20条第1項に規定する義務の履行（ただし書を適用する場合を含み、第2号を適用する場合は第18条第1項第7号に該当するときに限る。ただし、第3号を適用する場合を除く。）を確認したときは、借受人の請求により遅滞なく納入されている契約保証金を借受人に返還する。
- 4 契約保証金には、利息を付さない。
- 5 貸付人が第18条第1項（第7号を除く。）の規定により本件契約を解除したとき、借受人が第19条の規定により本件契約を解約したとき、又は借受人が第20条第1項の義務を履行しないときは、契約保証金は貸付人に帰属する。
- 6 借受人は、前項の規定による本件契約の解除に伴い契約保証金を貸付人に帰属させたことに対して、一切の異議申立て等を行うことができない。
- 7 借受人は、貸付人に対する契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金の返還請求権に担保を設定してはならない。

（一時貸付物件の引渡し）

第9条 貸付人は、貸付期間の初日に、一時貸付物件を現況有姿の状態借受人に引き渡す。

- 2 前項の引渡しは、貸付人の立会いの上で行うものとする。

（契約内容不適合責任等）

第10条 借受人は、契約締結後、一時貸付物件が品質を欠くものその他この契約締結にあたって借受人、貸付人が了知した内容に適合しないものであった場合を理由として、貸付料の減免、損害賠償及び修繕費等の請求をすることができないものとする。ただし、借受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合はこの限りでない。

（禁止事項）

第11条 借受人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1)一時貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。
- (2)一時貸付物件に建物を建築すること、又は工作物を設置すること。
- (3)一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- (4)本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

(5)川崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等、その他の反社会的団体及びそれら構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供すること。

2 借受人は、前項の規定にかかわらず、電気の供給のために必要があると施設管理者が認めるときは、一時貸付物件に工作物を設置することができる。

#### (修繕義務)

第12条 借受人の責めに帰する事由以外の事由により一時貸付物件の修繕を要するときは、貸付人借受人協議してその経費の負担を決定するものとする。

#### (滅失又はき損の通知)

第13条 借受人は、一時貸付物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合には、直ちに貸付人にその状況を通知しなければならない。

#### (滅失又はき損の原状回復)

第14条 借受人は、その責に帰する事由により一時貸付物件を滅失し、又はき損したときは、借受人の負担において原状に回復しなければならない。

#### (保全義務等)

第15条 借受人は、善良なる管理者としての注意をもって一時貸付物件の維持保全（貸付人借受人協議して定める事項を除く。）に努めなければならない。

2 借受人は、前項の注意を怠る等その責めに帰すべき事由によって第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとし、貸付人が借受人に代わってその賠償の責めを果たした場合には、貸付人は借受人に求償することができる。

#### (資料の提出等)

第16条 貸付人は、債権の保全上必要があると認めるとき、又は第三者に一時貸付物件を転貸している疑いがある場合等において確認の必要があると認めるときは、その参考となるべき資料の提出又は報告を借受人に求めることができる。

2 借受人は、貸付人から前項の規定による請求があったときは、正当な理由なくその請求を拒み、妨げ又は忌避してはならない。

3 借受人は、設置した証明写真撮影機について、月ごとの売上高等の実績を貸付人に提出しなければならない。

#### (違約金)

第17条 借受人は、貸付期間中に、第2条、第11条及び前条に規定する義務に違反したときは、本契約書第3項に規定する貸付料（契約金額）の100分の30に相当



する額（円未満切捨て）を違約金として貸付人に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、次条第2項又は第21条第1項に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

#### （契約の解除）

第18条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本件契約を解除することができる。

- (1)借受人が納入期限後3か月以上貸付料の支払いを怠ったとき。
- (2)借受人が第11条に規定する禁止事項に違反したとき。
- (3)借受人が本件契約に定める義務を履行しないとき。
- (4)借受人の事業内容、資力、信用状態等の重要な事項に関して、虚偽があったとき。
- (5)借受人が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他倒産法制上の手続について、借受人の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（借受人の取締役を含む。）によって、その申立てがなされたとき。
- (6)借受人の発行する手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (7)貸付人において、公用又は公共用に供するため一時貸付物件を必要とするとき。
- (8)借受人が無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体であるとき。
- (9)借受人が川崎市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (10)借受人が神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。

2 借受人は、貸付人の解除権の行使に伴い、第8条第5項の規定により貸付人の帰属とする契約保証金の額を超えて貸付人に損害があるときは、その損害を賠償しなければならない。

3 貸付人は、解除権を行使したときは、借受人の負担した契約の費用を償還しない。

4 貸付人は、解除権を行使したときは、借受人の支払った違約金及び一時貸付物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を償還しない。

5 借受人は、貸付人の解除権の行使に伴い発生した損失について、貸付人にその補償を請求することはできない。

6 第3項から前項までの規定は、第1項第7号に該当する場合は適用しないものとする。

#### （解約の申入れ）

第19条 借受人は、貸付期間中に、貸付人に対し、書面により本件契約の解約を申し入れることができる。

2 前項の場合、解約申入れの書面を貸付人が受領した日から、6か月を経過した日の属する月の末日に本件契約は終了するものとする。

(一時貸付物件の返還)

第20条 借受人は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、一時貸付物件を原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ一時貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該一時貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

(1)貸付期間の満了による場合 貸付期間の満了の日

(2)第18条の規定により貸付人が本件契約を解除する場合 貸付人の指定する日

(3)前条の規定により借受人が本件契約の解約を申し入れる場合 借受人が提出した解約申入れの書面を貸付人が受領した日から、6か月を経過した日の属する月の末日

2 前項の返還は、貸付人の立会いの上で行うものとする。

3 貸付人は、借受人が第1項に規定する義務を履行しないときは、借受人が設置する証明写真撮影機を移設することができるものとする。この場合において、借受人は、第8条第5項の規定により貸付人の帰属とする契約保証金の額を超えて貸付人に費用が生じるときは、その超えた費用を貸付人に支払わなければならない。

(損害賠償)

第21条 借受人は、その責に帰する事由により一時貸付物件の全部又は一部を滅失し、又はき損した場合において、貸付人が負担して原状に回復したときは、当該滅失し、又はき損したことによる損害に相当する金額その他費用等を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

2 借受人は、第18条第1項第7号の規定により貸付人が本件契約を解除した場合において、借受人に損害が生じるときは、貸付人にその補償を請求できるものとする。

3 借受人は、貸付人の責めに帰する事由により証明写真撮影機への電力の供給が停止され、販売品に損害が生じたときは、貸付人にその補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第22条 借受人は、貸付期間が満了した場合において、一時貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを貸付人に請求し得ないものとする。

(不当介入の排除)

第23条 借受人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく貸付人に報告するとともに、所管の警察署に通報し、捜査上

必要な協力をしなければならない。

(契約の費用)

第24条 本件契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第25条 借受人は、その住所又は氏名（法人の場合にあつては所在地又は名称）に変更があったときは、速やかに貸付人に届け出るものとする。

(証明写真撮影機の利用者等への対応)

第26条 借受人は、証明写真撮影機設置運営事業により発生するトラブル、苦情等について一切の責任を持って解決する。

(証明写真撮影機等の移設等)

第27条 借受人は、一時貸付物件のある施設内の事務室の配置変更、施設の建替え、その他施設管理上の事情等により、施設管理者が指定した位置を変更せざるを得ないとの貸付人の判断に基づき、貸付人から証明写真撮影機の移設について請求を受けたときは、借受人の負担により、施設管理者が新たに指定する位置に当該証明写真撮影機を移設しなければならない。ただし、移設により著しく証明写真撮影機運営に影響が出ると予想される場合は、貸付人借受人協議の上、その対応を決定する。

2 借受人は、施設管理上の事情等により、貸付人が証明写真撮影機の移設先を確保できないと判断したときは、撤去しなければならない。

(疑義の決定)

第28条 本件契約に関し疑義のあるとき、又は定めのない事項があるときは、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）等によるほか貸付人借受人協議の上、その内容を決定する。

(合意管轄)

第29条 本件契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約書第2項関係

### 一時貸付物件一覧表

物件番号 1

所在地	貸付場所 (施設管理者)	貸付面積 [㎡]	付帯条件
川崎市幸区 戸手本町 1-11-1	幸区役所 1 階 (幸区役所まちづくり推進部総務課)	1.87	外装 (※1) 営業時間 (※2)

(※1) 一時貸付物件のある施設内の壁等の内装を考慮したものとすること。

(※2) 原則として、借受人が設定するものとすること。

ただし、幸区役所が開庁する平日及び土日・休日（年末年始の12月29日から1月3日を除く）の午前8時から午後6時までは営業を行うものとする。

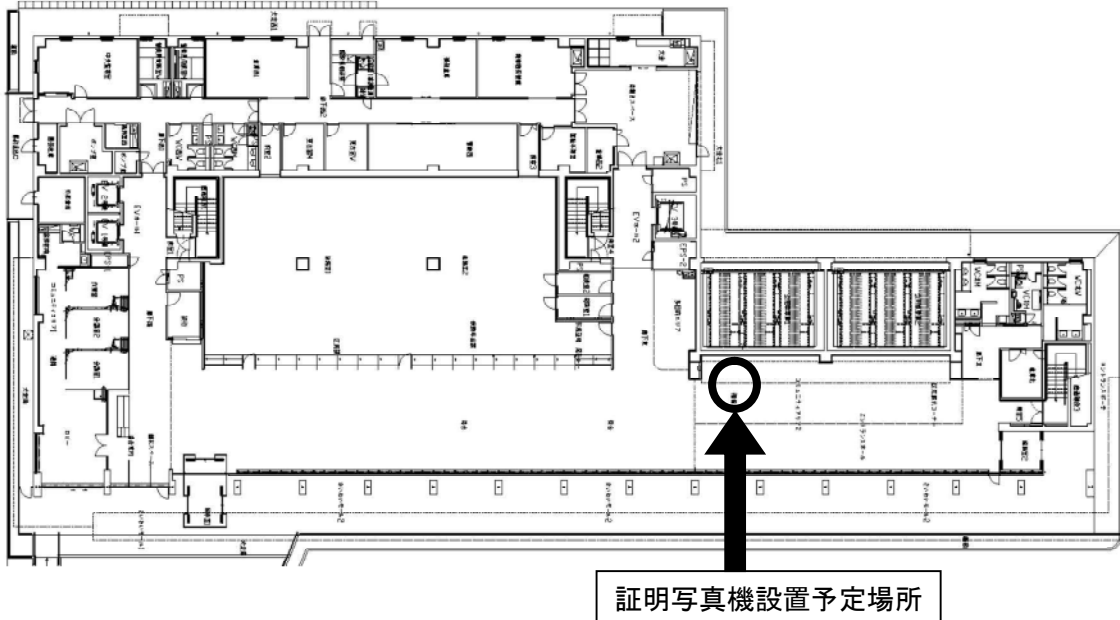
## 納入通知額一覧表

物件番号 1

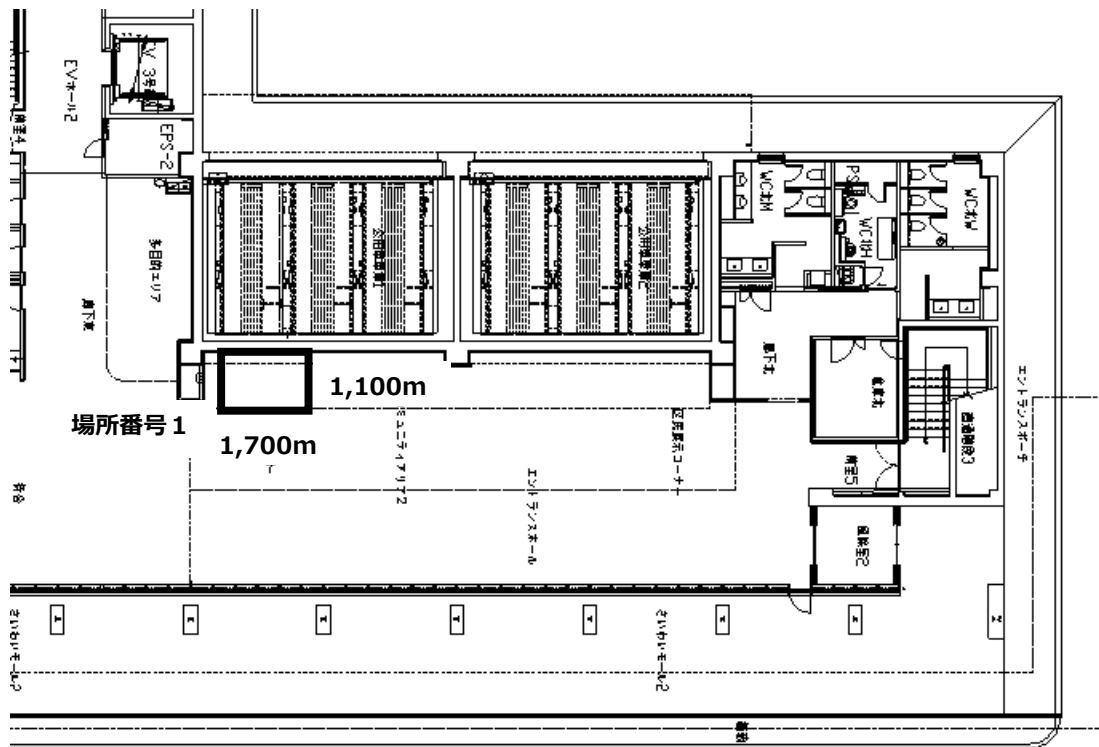
貸付場所 (施設管理者)	納入通知額 (円) (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 (円))					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
幸区役所1階 (幸区役所まちづくり推進部総務課)	( )	( )	( )	( )	( )	( )

幸区役所 1 階			
場所番号	1	所在地	川崎市幸区戸手本町 1-11-1

案内図



配置図



※ 案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の状況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

# 入札参加申込書

令和2年度 一般競争入札による市有財産（証明写真撮影機設置場所）一時貸付け

令和 年 月 日

（宛先）川崎市長

申込者

住所又は所在	〒 - 電話 ( )
(ふりがな) 氏名又は 法人名・代表者名	実印

標記の市有財産貸付けの一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

なお、私は「令和2年度 一般競争入札による市有財産（証明写真撮影機設置場所）一時貸付けの案内書」に記載された内容を全て承知の上、次のことを誓約します。

- ① 平成30年度及び令和元年度において、証明写真撮影機設置運営事業の実績を有していること。
- ② 本申込書及び本申込みに必要な書類が全て事実と相違ないこと。

入札物件

物件番号	1
------	---

※ 入札時は、本入札参加申込書（写し）を必ず持参してください。

- 1 申込者は、「令和2年度 一般競争入札による市有財産（証明写真撮影機設置場所）一時貸付けの案内書」の「5 一般競争入札参加申込みに必要な書類」に記載された書類の提出が必要となります。
- 2 提出書類に押印する印鑑（実印）は、すべて同一のものを使用してください。
- 3 入札及び開札の日時及び場所
  - (1) 日 時 令和3年2月16日（火）午前10時
  - (2) 場 所 幸区役所 4階 第2会議室 川崎市幸区戸手本町 1-11-1
  - (3) 受付時間 午前9時40分～午前10時

# 川崎市暴力団排除条例にかかると誓約書

(令和2年度 一般競争入札による市有財産(証明写真撮影機設置場所)一時貸付け)

令和 年 月 日

(申込日を記入してください)

私(当法人及び当法人役員等)は、川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないことを誓約します。

また、上記の者でないことを確認するため、川崎市が本様式に記載されたすべての者の個人情報神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

1 入札者(個人の場合のみ)

氏名

実印

(カナ) 氏名	生年月日 (和暦)	性別	住所

2 法人役員(法人の場合のみ)

法人名

代表者氏名

実印

入札参加申込時点の役員

役職名	(カナ) 氏名	生年月日 (和暦)	性別	住所

複数名の場合、別紙として一覧の提出でも構いません。

※ 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。



# 入 札 書

令和2年度 一般競争入札による市有財産（証明写真撮影機設置場所）一時貸付け

令和3年2月16日

（宛先） 川崎市長

入札者 住 所  
（所 在）

ふりがな

氏名

実印

（法人名・代表者名）

代理人 住 所  
（所 在）

ふりがな

氏名

印

「令和2年度 一般競争入札による市有財産（証明写真撮影機設置場所）一時貸付けの案内書」に記載された内容を全て承知し、次のとおり入札します。

物件番号	1
------	---

金額		千万	百万	十万	万	千	百	十	円

- ※1 本入札書への御記入にあたっては、必ず入札案内書をご確認ください。
- 入札金額は、1か月間（月額）の貸付料（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）を記載してください。なお、入札金額は、アラビア数字で明確に記入し、金額の頭初に「¥」を必ず記入してください。入札金額を書き損じた入札書は無効となります。
  - 提出書類に押印する印鑑（実印）は、すべて同一のものを使用してください。
  - 入札書及び委任状（この書面）は、物件番号及び氏名（法人名）を記載した封筒に封入してください。

# 委任状

令和2年度 一般競争入札による市有財産（証明写真撮影機設置場所）一時貸付け

令和3年2月16日

(宛先)川崎市長

私は、「令和2年度 一般競争入札による市有財産（証明写真撮影機設置場所）一時貸付け」の一般競争入札にあたり、次の代理人に上記物件番号の入札に関する一切の権限を委任します。

入札者 住 所

(委任者) (所 在)

ふりがな

氏名

実印

(法人名・代表者名)

代理人 住 所

(受任者) (所 在)

ふりがな

氏名

印

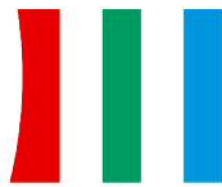
- ※1 本委任状は、代理人が入札に参加する際に御記入いただくものです。入札者本人が入札する場合には、記入する必要はありません。
- 2 入札者（委任者）の印鑑は必ず実印を使用してください。
- 3 代理人（受任者）の印鑑は、必ず入札書と同一の印鑑を使用してください。
- 4 入札書及び委任状（この書面）は、物件番号及び氏名（法人名）を記載した封筒に封入してください。

## 入札会場案内図

場所 幸区役所 4階 第2会議室  
川崎市幸区戸手本町 1-11-1

連絡先 幸区役所まちづくり推進部総務課  
幸区役所 4階  
電話 044-556-6645





Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市